

生活保護等施策の重点事項について

社会・援護局保護課

生活保護等施策の重点事項について

厚生労働省社会・援護局保護課課長

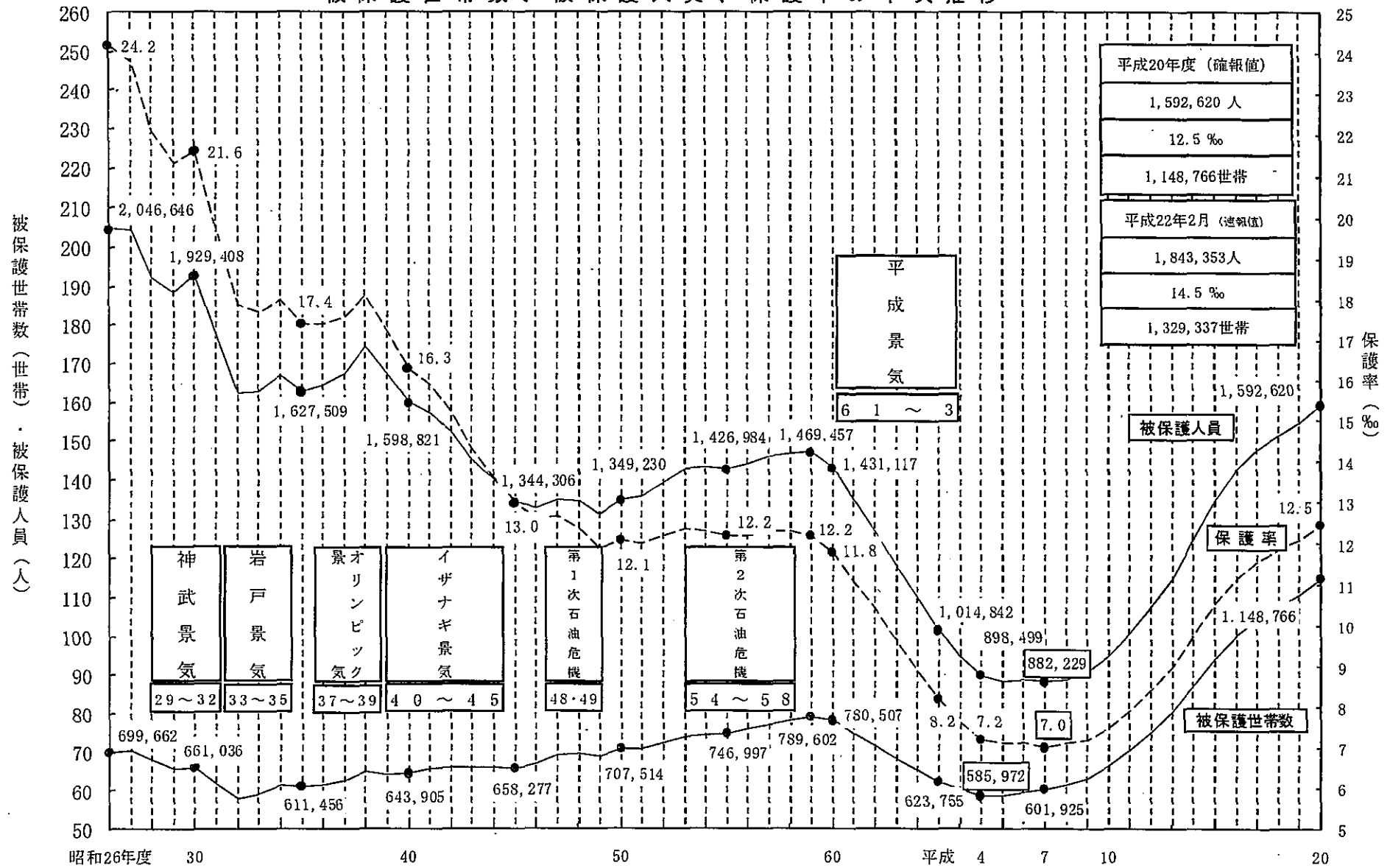
三石 博之

- 1 生活保護の動向
- 2 自立支援の充実・強化
- 3 生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会
- 4 無料低額宿泊施設等への対応
- 5 漏給防止・濫給防止対策の推進
- 6 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計
- 7 生活保護受給者の自殺者数
- 8 住宅手当制度
- 9 ナショナルミニマム研究会

1 生活保護の動向

(万)

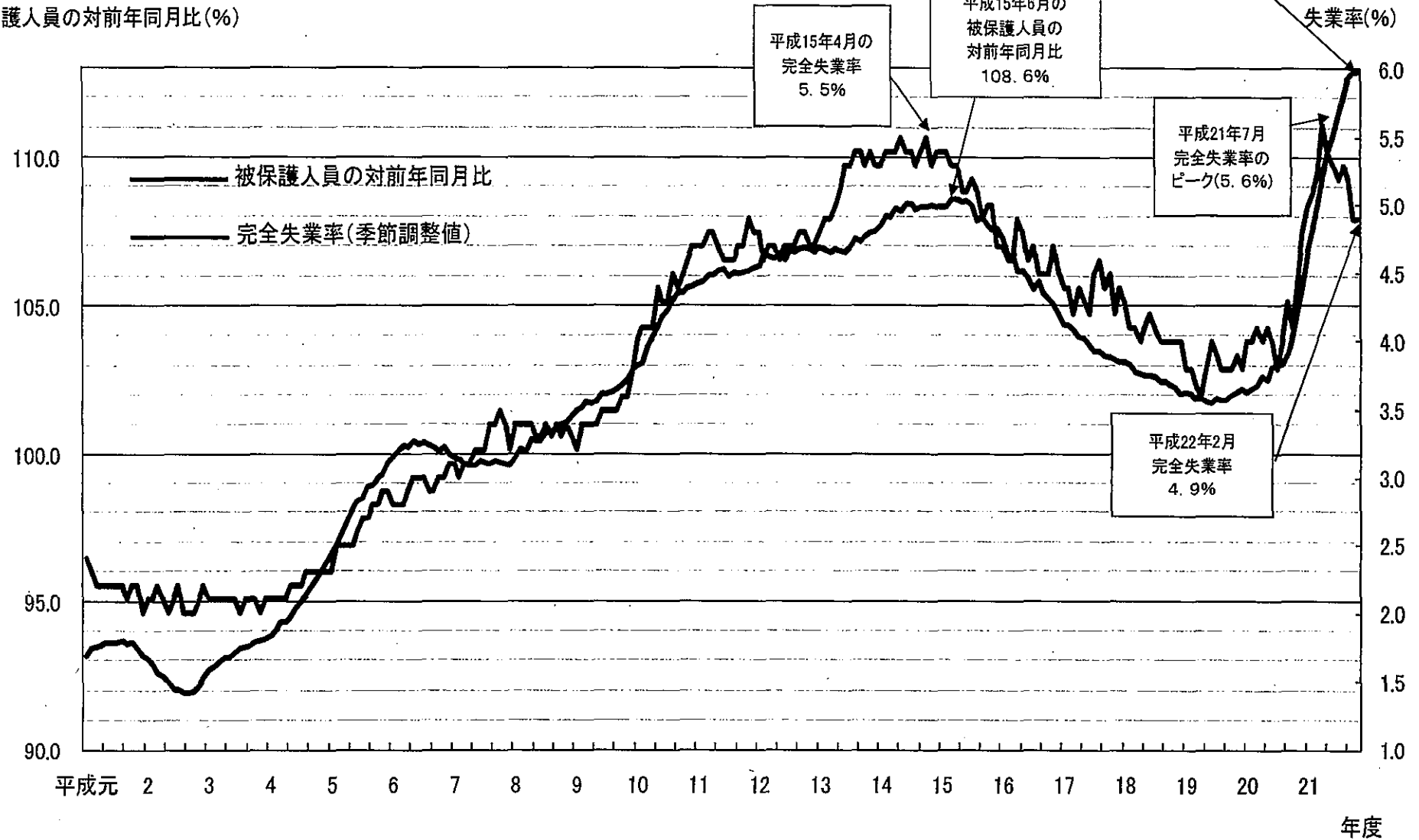
被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移

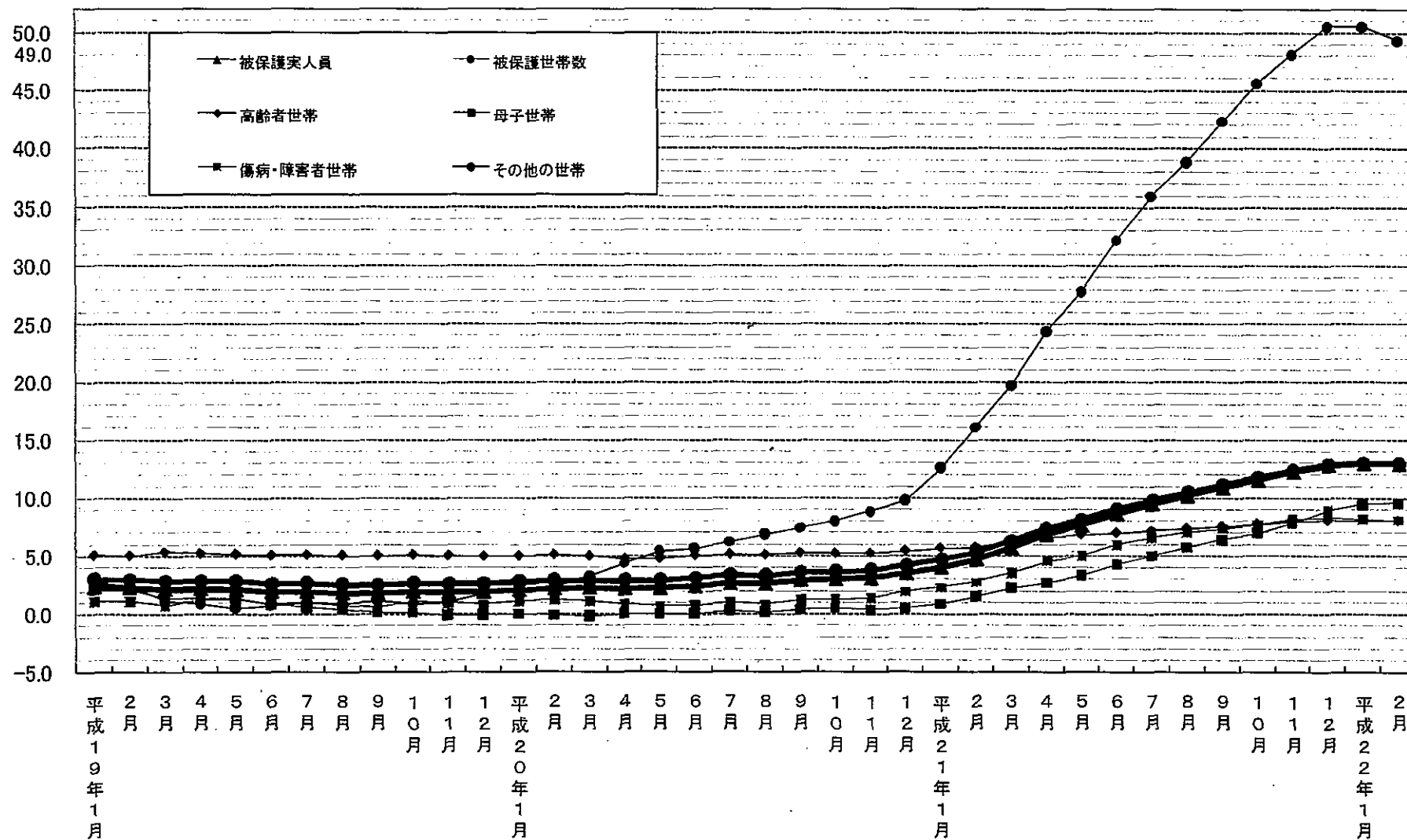
被保護人員の対前年同月比(%)



資料:福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)、労働力調査(総務省)

被保護実人員、世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

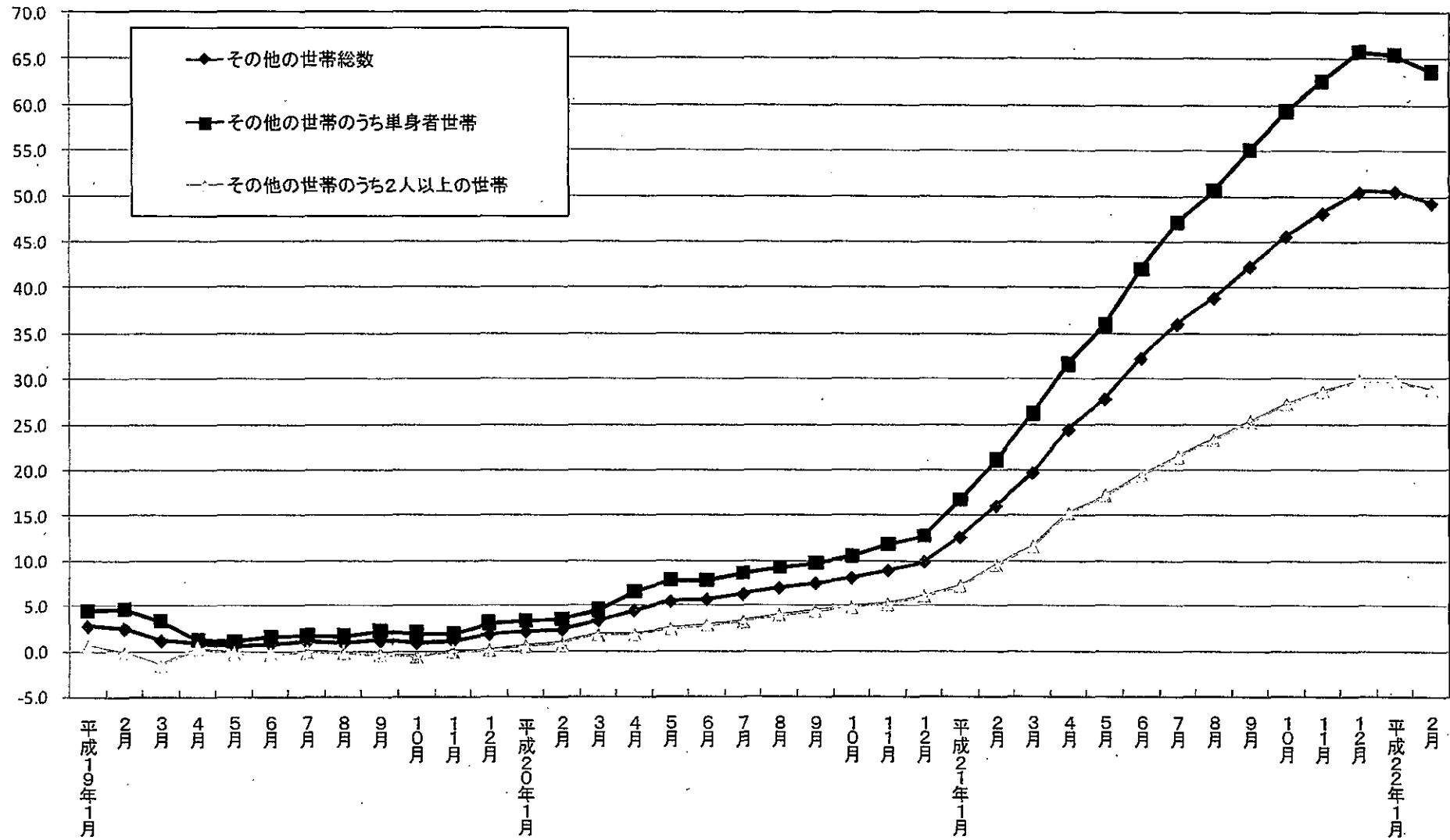
対前年同月
伸び率(%)



資料: 福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

世帯人員別その他の世帯の対前年同月伸び率の推移

その他の世帯
対前年同月比
(%)



資料: 福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

都道府県別保護率の比較

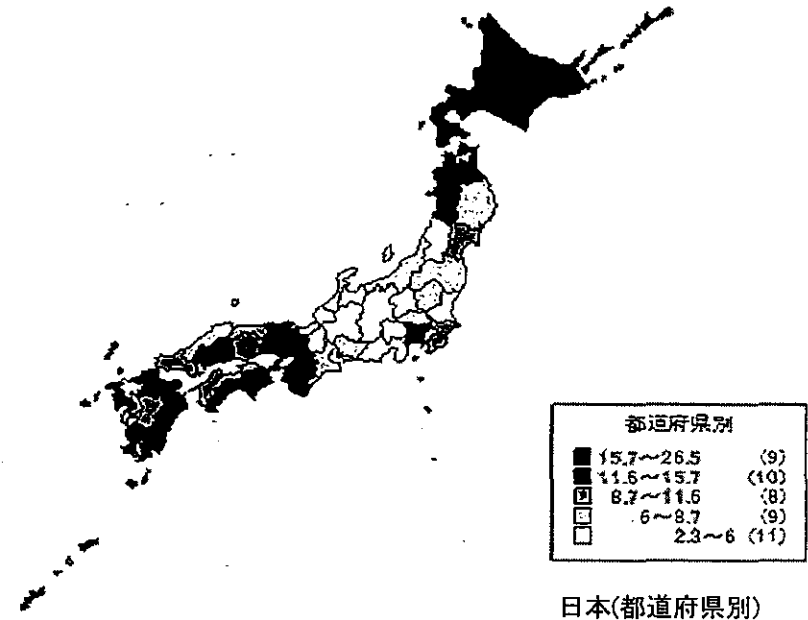
	7年度	20年度	7-20 伸 び
	%	%	
全国	7.0	12.5	5.5
北海道	15.4	25.5	10.1
青森県	11.0	18.0	7.0
岩手県	5.2	8.7	3.5
宮城県	4.1	9.1	5.0
秋田県	7.0	11.6	4.6
山形県	3.4	4.5	1.1
福島県	4.0	7.5	3.5
茨城県	3.1	5.9	2.8
栃木県	3.1	7.1	4.0
群馬県	2.6	4.5	1.9
埼玉県	3.1	8.0	4.9
千葉県	3.2	8.7	5.5
東京都	8.1	16.2	8.1
神奈川県	5.7	12.4	6.7
新潟県	3.2	6.0	2.8
富山県	2.0	2.4	0.4
石川県	2.7	4.7	2.0
福井県	2.1	3.0	0.9
山梨県	2.2	4.3	2.1
長野県	2.3	3.5	1.2
岐阜県	2.0	3.4	1.4
静岡県	2.2	4.7	2.5
愛知県	3.4	6.3	2.9

資料:福祉行政報告例

注:指定都市・中核市は都道府県に含む

	7年度	20年度	7-20 伸 び
	%	%	
三重県	4.7	7.2	2.5
滋賀県	4.2	5.9	1.7
京都府	14.3	19.7	5.4
大阪府	11.4	28.5	15.1
兵庫県	7.9	14.7	6.8
奈良県	7.8	11.7	3.9
和歌山県	7.3	12.2	4.9
鳥取県	6.1	9.0	2.9
島根県	4.5	6.4	1.9
岡山県	6.9	10.0	3.1
広島県	6.3	12.5	6.2
山口県	7.8	10.2	2.4
徳島県	11.3	15.7	4.4
香川県	7.4	9.6	2.2
愛媛県	7.8	11.5	3.7
高知県	15.3	22.7	7.4
福岡県	16.4	19.6	3.2
佐賀県	5.8	7.4	1.6
長崎県	10.8	17.0	6.2
熊本県	7.5	9.6	2.1
大分県	9.4	13.7	4.3
宮崎県	8.5	11.7	3.2
鹿児島県	10.5	15.6	5.1
沖縄県	12.9	17.7	4.8

平成20年度



指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

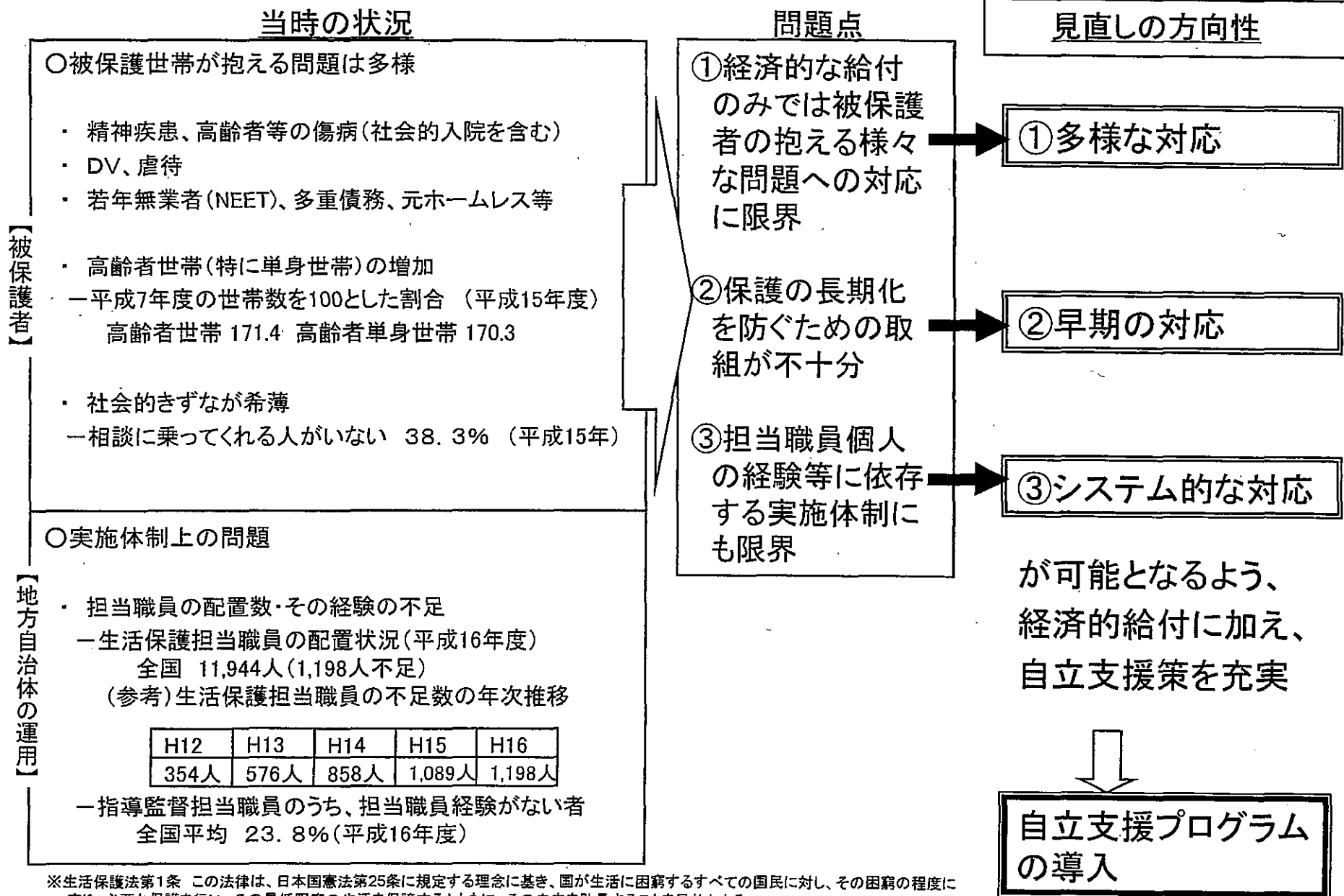
平成20年度	
	‰
大阪市	44.4
札幌市	28.9
京都市	27.0
神戸市	26.5
福岡市	19.9
川崎市	17.8
広島市	16.7
北九州市	15.6
横浜市	14.2
千葉市	13.6
名古屋市	13.1
仙台市	11.8

資料：福祉行政報告例

注)さいたま市、新潟市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

2 自立支援の充実・強化

○ 自立支援プログラム導入(平成17年度)の背景



○ 自立支援プログラムの基本方針

1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する自立支援の具体的な内容と手順を定めた個別の支援プログラムを策定
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

2 自立の概念

- 経 済 自 立… 就労による経済的自立
(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- 日常生活自立… 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- 社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
(例) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム

3 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関(保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等)の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託(アウトソーシング)の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助の積極的活用

4 自治体に対する財政的支援とこれまでの取組等

- セーフティネット支援対策等事業費補助金により自治体の取組(支援専門員等の配置、協力事業者への委託等)を支援。
- これまでの取組方針(例示)
 - 平成18年度：全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定
 - 平成19年度：全自治体で就労支援に関するプログラムを策定
 - 平成20年度：全自治体で債務整理に関するプログラムを策定
 - 平成21年度：就労意欲の低い者に対する就労支援、子どもの健全育成に関する支援

5 その他自立支援にかかる費用及び支援員

- 各種自立支援プログラムを実施するために専門職員等(嘱託等)を配置したり、自立支援のためのサービスを整備する場合は、補助金により支援している(全額又は一部を国庫負担)。
- 専門職員等(嘱託等)は平成21年12月末現在、約1,000名(うち就労支援員は666名)
- 平成19年度の事業費は約21億円(うち就労支援員約15億円)
- 平成20年度の事業費は約26億円(うち就労支援員約17億円)
- 平成21年度の事業費は約30億円(うち就労支援員約18億円)

○ 生活保護受給者に対する就労支援

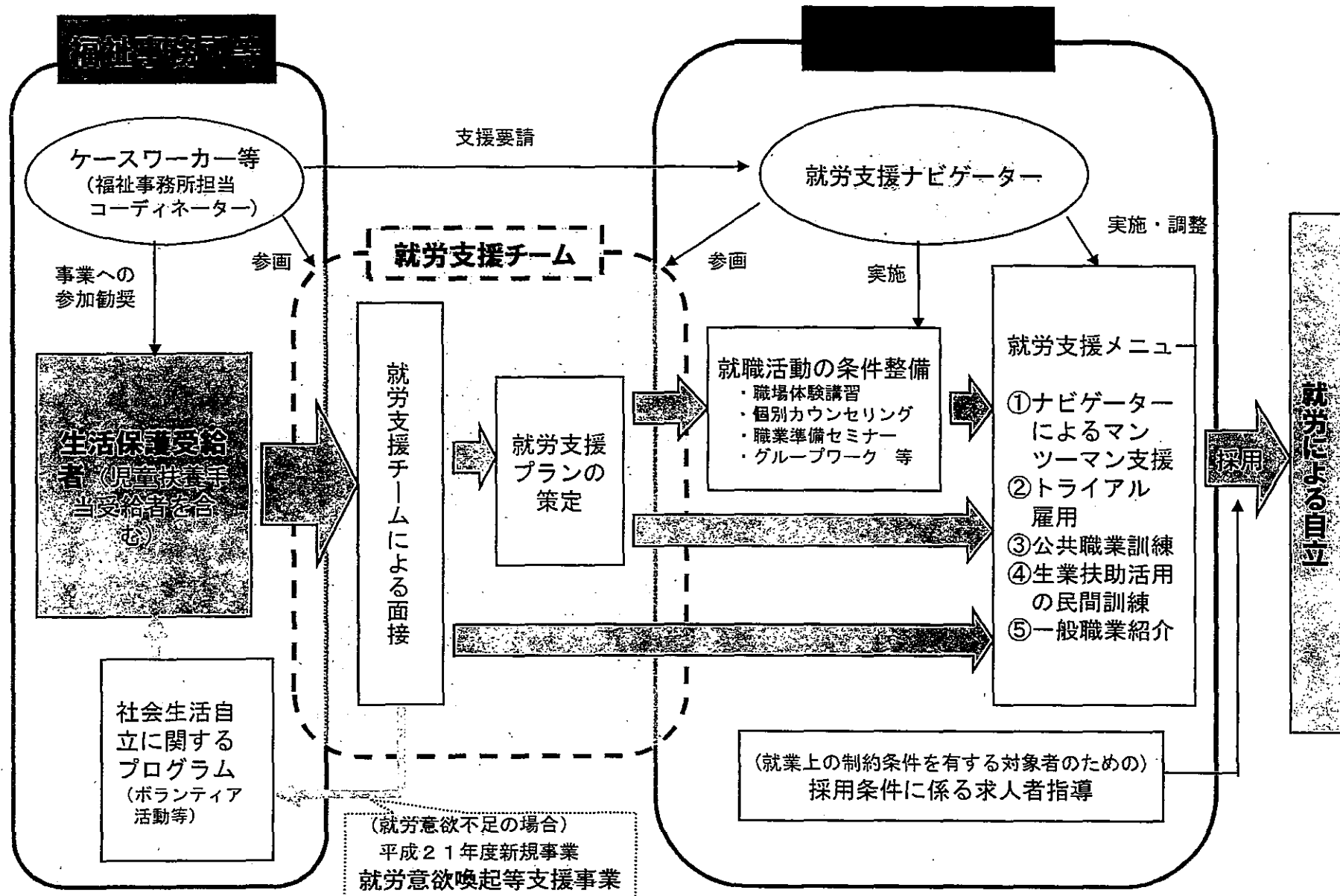
	対象者	事業内容	実績（平成20年度）	費用
① 生活保護受給者等就労支援事業（ハローワークとの連携事業）	就労能力を有し、就労意欲が高く、就労阻害要因がなく、早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める方	福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、就労支援プランの策定し、各種の就労支援メニューを実施する事業であり、全国で実施されている	支援対象者 : 10,160人 就職・増収件数 : 5,209人 就職率 : 51.3%	各種支援を実施するためのハローワークの予算を確保している
② 福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	就労能力・就労意欲は一定程度あるが、就労するにあたってサポートが必要な方	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労を支援する事業（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 34,052人 就職・増収者数 : 12,135人 就職率 : 35.6%	就労支援員の配置にかかる費用は、全額国庫補助の対象としている
③ 福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	生活保護受給者等就労支援事業を活用できない方又は就労支援員を配置していない福祉事務所の被保護者など	福祉事務所が組織的に就労指導を行うためにプログラムを組み、就労支援に関する様々な支援を実施する（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 20,944人 就職件数 : 5,055人 就職率 : 24.1%	事業実施のために専門職員等を雇う場合の費用は、全額国庫補助の対象としている

※ ①は全福祉事務所で実施、②又は③は全福祉事務所の98.1%で実施している。

※ ①～③以外にも、就労支援の前段階として就労意欲を喚起する事業を実施している。

※ ①～③の対象とならない、又は対象としない場合は、ケースワーカー等が就労指導やハローワークへの同行訪問を行うなどの一般的な就労支援を実施している。

○ ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業（平成17年度～）



平成20年度予算実績額 約11億円

○ 就労支援員による就労支援の概要

就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を実施。

事業概要

対象者

- 就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な被保護者であって、支援を受けることに同意している者

支援者

- 自治体が配置する就労支援員 平成21年12月末現在 666人

就労支援員の経歴・資格

- ハローワークOB、民間企業人事担当者OB、キャリアカウンセラーなど、事業を適切に実施できる者

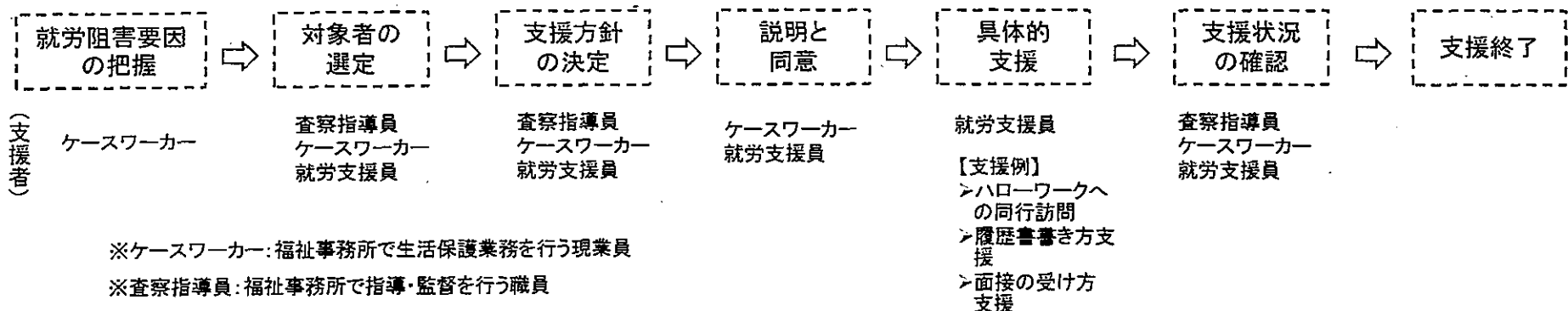
予算額

- 平成21年度第二次補正予算額 156億円 補助率(国10/10) 就労支援員を550名から3,050名へ増配置(予算上の積算)

費用対効果

- 平成19年度の費用対効果は約3.6倍(人件費:約15億円、効果額(※):約53億円)
- 平成20年度の費用対効果は約2.9倍(人件費:約17億円、効果額(※):約46億円) ※ 保護変更及び保護廃止による保護費の減額相当額

事業の流れ(イメージ)



○ 就労意欲喚起等支援事業の実施について

平成21年度補正後予算 約16億円

生活能力・就労能力
就労意欲

既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援

対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
実績：支援対象者数10,160人 就職5,209人（平成20年度）

就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援

対象者：就労意欲・就労能力を有する者
実績：参加者34,052人 就職・増収12,135人（平成20年度）

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

①就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者

②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

①就労意欲喚起のためのカウンセリング、②生活能力向上のための訓練、③就労能力向上のための職業訓練、④職業紹介、⑤就職活動支援、⑥離職防止支援 など

民間職業紹介事業者、NPO法人等

既存のメニューへスムーズな移行

○ 子どもの健全育成支援事業の概要について

(1)目的

子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活自立支援、療育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である、このため、専門相談員の配置や外部委託などにより、福祉事務所と地域の社会資源等が連携して自立支援に取り組むためのプログラムを策定・実施し、被保護世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

(2)対象者

主に高等学校等卒業前の子どものいる被保護世帯であって、以下のいずれかに該当するもの。

- ① 日常生活習慣が身につけていない子どもや親がいる世帯
- ② 子どもの進学に関して支援の必要な世帯
- ③ 引きこもり、不登校など子どもに関して何らかの課題を抱えている世帯

(3)事業内容

以下の支援の全部又は一部を含む自立支援プログラム（子どもの健全育成プログラム）を策定し、支援を実施。

- ① 子どもやその親が日常生活習慣を身につけるための支援
- ② 子どもの進学に関する支援
- ③ 引きこもりや不登校の子どもに対応した支援
- ④ その他子どもの健全育成に関する支援

(4)実施主体

都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。）

※支援の実施を特定非営利活動法人や社会福祉法人等に委託することも可

(5)事業実施方法

専門員配置型：子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する者を雇い上げ、専門相談員として配置し、支援を実施。
委託型：子どもの教育等について専門的な経験・知識のある社会福祉法人やNPO法人へ委託して実施する。

(6)予算額

平成21年度補正予算額（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

21億円

補助率（国10／10）

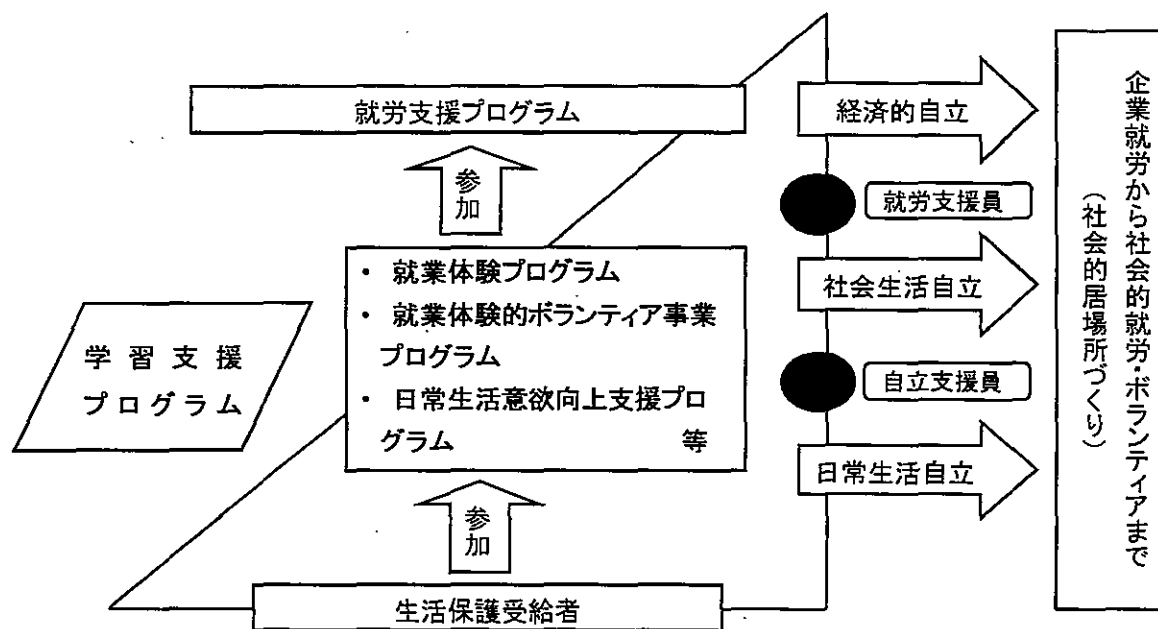
3 生活保護受給者の社会的な居場所 づくりと新しい公共に関する研究会

○ 生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会

生活保護受給者については、国として平成17年度に自立支援プログラムを導入し、各自治体においては、受給者の状況に応じて、①就労による経済的自立、②地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活自立、③自分の健康・生活管理などを行う日常生活自立、を目指す取り組みを行ってきた。

しかし、依然雇用環境の改善が見られない中で本格的な企業就労が必ずしも進まない一方、社会から孤立した受給者や就労意欲等に乏しい受給者の社会的な居場所を確保し、社会生活自立や経済的自立に結びつける支援策の重要性が指摘されている。また、貧困の連鎖を防止するために、生活保護世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりも重要である。これらは、長妻厚生労働大臣が所信表明演説で提唱した「ポジティブ・ウェルフェア」を生活保護の現場で具現化するものでもある。

これらの充実には、福祉事務所等行政のみの対応には限界があり、社会活動に取り組む「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等の協力が不可欠である。このため、本研究会では、生活保護受給者の社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、市民等と行政との協同に関し、先進的事例を紹介するとともに、各自治体の取り組みを促す方策への提言をとりまとめる。



生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会

委員名簿

(敬称略／五十音順)

NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長	稲葉 剛
新宿区福祉部生活福祉課長	井下 典男
首都大学東京都市教養学部教授	岡部 卓
釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹	櫛部 武俊
東京労働局職業安定部職業対策課課長補佐	小林 博志
有限会社 ビッグイシュー日本 東京事務所販売サポート担当	佐藤 えり子
明治学院大学社会学部教授	新保 美香
NPO法人 自立支援センターふるさとの会理事(日本精神保健福祉士協会)	瀧脇 憲
NPO法人 文化学習協同ネットワーク若者自立支援事業統括責任者	藤井 智
NPO法人 リロード代表	武藤 啓司
NPO法人情報センターISIS大阪代表・NPO法人名古屋オレンジの会代表	山田 孝明
社会福祉法人 天竜厚生会高齢者支援事業部長(日本社会福祉士会)	山村 睦

検討事項(案)

- 自治体による自立支援・就労支援の現状分析
- 国が支援している「就労意欲喚起等事業」や「子どもの健全育成支援事業」の現状分析
- 自治体やNPO等による先進事例スタディ
- 環境整備のための提言

(提言例)

- ・行政と協同できるNPO等のリスト作り
- ・NPO等への支援策
- ・就労支援員・自立支援員の確保支援
- ・社会的居場所づくりのノウハウの蓄積
- ・事業の評価・検証手法の確立

4 無料低額宿泊施設等への対応

無料低額宿泊施設等に対する対応について

当面の対応

- 法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊施設の調査結果の公表(平成21年10月)
- 調査結果を踏まえ、自治体に対し、改善指導する通知の発出
(平成21年10月20日社援保発1020第1号保護課長通知)
 - ①訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援、②防火安全体制の確認の協力、③未届施設に対する届出等の要請及び関係部局との連携、④生活保護費の適正な交付、⑤無料低額宿泊施設の収支状況の公開について

↓
地方自治体に対し、改善指導の状況をフォローアップ(平成21年11月～12月)

今後のさらなる対応の検討

1 法規制の是非も含めた無料低額宿泊施設等に関するさらなる見直し

→ 省内検討チームを設置(平成21年10月)し、元入居者、支援者、事業者、及び地方自治体の方々など関係者の意見を聴取し、多角的に検討。
→ 対応可能なものから随時速やかに実施

2 必要な予算の確保

- ・ 優良な無料低額宿泊施設に対する(財政支援)
- ・ 専門職員による無料低額宿泊施設に対する巡回相談・指導

→ 平成22年度予算に計上。

→ 平成21年度第二次補正予算に計上。

3 その他(生活保護の運用改善)

→ 関係通知の改正(劣悪な施設から適切な法定施設へ転居する際に必要な敷金等の支給要件の拡大等を予定)

※ 平成22年度より「貧困問題と貧困ビジネスを考える民主党議員の会」により、新たな法規制について検討中。

5 漏給防止・濫給防止対策の推進

生活保護の適正実施のための取組について

- 保護を必要としている者に対して、適切に保護を実施(漏給防止)し、保護をすべきでない者に対しては保護をしない(濫給防止)ことが重要。
- 行政刷新会議の指摘等も踏まえ、平成22年度予算等において以下の取組を実施

漏給防止策

- ・ 保護の相談における適切な窓口対応等【平成20年4月、平成21年3月に通知発出】
→申請権の尊重、住まいのない方に対する現在地保護の徹底について指導
- ・ 「辞退届」に基づく保護の廃止の適切な取扱い【平成20年4月に通知発出】
→本人の任意かつ真摯な意思に基づかない「辞退届」を強要しないよう指導
- ・ 国、都道府県及び指定都市が福祉事務所に対して行う事務監査において、上記を踏まえた指導監査を実施

濫給防止策

- ・ 資産等(貯金、年金受給権、所得等)調査に関する関係機関(金融機関、社会保険事務所、自治体の税務部局等)との連携
 - ・ 暴力団員に対する生活保護の適正化
- (行政刷新会議での指摘等を踏まえ、平成22年度予算等において実施)
- ・ 医療扶助のレセプト点検の強化(福祉事務所における外部委託の推進)
 - ・ 劣悪な無料低額宿泊施設等の入居者に対する住宅扶助費の適正化
 - ・ 生活保護受給者の就労促進(福祉事務所に配置する就労支援員の増)

医療扶助における他法他施策の優先適用の徹底について

1. 基本的考え方

生活保護法の決定実施にあたっては、「補足性の原理」により、他法他施策の優先が前提。

2. 現在の事務の実施状況

会計検査院の实地検査により、いくつかの実施機関において、他法他施策、特に障害者自立支援法に基づく自立支援医療(更生医療)との関係について、自立支援給付を適用すべきなのにできていない事例が見受けられた。

3. 今後の対応

- 被保護者の病名確認を的確に行い、適用可能性がある者に対しては、遅滞なく適用に向けた申請指導を行うとともに、申請結果について本人からの聴取、障害担当課からの結果通知等により適切に把握するよう管内実施機関に対し指導を徹底されたい。
- 現在は自立支援医療適用の医療を受けていない継続ケースについても、身体障害者手帳を有している方等のレセプトは重点的に点検調査を実施されたい。
- 平成22年度から新たに地方厚生局の生活保護監査官により、都道府県・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助にかかる施行事務監査を実施する。

平成22年度の地方厚生局監査事項は、会計検査院の指摘を踏まえ、自立支援医療制度の適用状況に着目した監査を実施する予定。

生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書等の 点検の徹底及び緊急調査の実施について

【背景】

- 先般、大阪市の生活保護受給者が、うつ病等の病気を装って、医療機関から向精神薬を大量に入手して転売しているとの報道があった。
- 生活保護の不正受給は、生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす問題であり、厳正な対応が必要である。
- 今回の事案と同様のケースが他の自治体でも発生していないかを把握するため、全自治体に通知を発出するとともに、緊急サンプル調査を実施することとした。

【対応】

- 今回の事案を踏まえ、同一月における重複受診等の結果、向精神薬が過剰に処方されているケースがないか点検実施を依頼。
- 点検の結果、不適切な受療行動を把握した場合には、主治医・嘱託医と連携の上、受給者に対する改善指導を依頼。
- 他地域における類似事案がないか把握するために、向精神薬を処方されている生活保護受給者が重複受診していないかについて、緊急サンプル調査を実施するとともに、不適切な受療行動があった場合にはその後の改善状況について厚生労働省に報告※。

※ サンプル調査については平成22年5月末日までに、改善状況については平成22年7月末日までにそれぞれ厚生労働省に報告いただくよう依頼。

通院移送費の適正化について

- 医療扶助の通院移送費については、平成20年度に、それまで「移送費に必要な最小限度の額」としかなかった給付基準について、給付範囲及び給付手続きを明確化した。

平成21年度改正の趣旨

- ・ 平成20年度の改正は「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく、もとより、被保護者の方が必要な医療を受けられなくなることがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきであるという趣旨を周知してきたところであった。
- ・ しかし、その後、一部自治体において本来通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で、移送の給付決定を行うべきところ、画一的な取扱いによって、認められるべき必要な交通費が支給されない事案等が見受けられたこと等を踏まえ、改めて局長通知を改正し、給付範囲及び給付手続き等の徹底を図る。

改正のポイント

- ① 実施機関における個々の事案ごとに内容の審査が行われるよう、画一的な取扱いと誤解を与える文言について以下の改正を行う。
 - ・ 給付の範囲について、国民健康保険の例による「一般的給付」と同例によらない「例外的給付」という給付範囲の文言については、区分せずに並列列挙する。
 - ・ 「身体障害等」「へき地等」と例示していた文言について削除
 - ・ 「交通費の負担が高額になる場合」という表現の削除
- ② 支給決定に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにする。
- ③ 要保護者に対して文書により、事前申請等給付手続きの周知を図る。

6 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

生活保護基準未満の低所得世帯数の 推計について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護基準未満の低所得世帯数推計の概要、留意点

- 全国消費実態調査及び国民生活基礎調査の個票データを特別集計し、一定の仮定を置いて推計した。

平成16年全国消費実態調査(集計世帯数:55,093世帯)

平成19年国民生活基礎調査(集計世帯数:世帯票229,821世帯、所得票・貯蓄票23,513世帯)

- 生活保護基準は年齢別、世帯人員別、所在地域別に基準額が定められており、最低生活費は個々の世帯の状況によって異なる。このため、推計に当たっては、各調査の個票データから、個々の世帯の最低生活費を算定した。また、収入から税、社会保険料及び勤労控除を控除して認定所得を算定した。

※ただし、住宅扶助については家賃地代支出データが得られる全国消費実態調査のみ勘案した。また、実費を保障する医療扶助等については捨象した。

- その上で、最低生活費と認定所得とを比較し、認定所得が最低生活費を下回る世帯を生活保護基準未満の低所得世帯とした。

(留意点)

- 統計データからは、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は把握できず、推計には限界がある。
- また、生活保護の適用に当たっては、収入と保有する資産だけでなく、親族からの扶養、稼働能力の有無によって判定される。
- さらに、生活保護は申請に基づく開始を原則としており、「生活保護基準未満の低所得世帯数」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の数を表すものではない。

(推計方法)

1 平成16年全国消費実態調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

最低生活費1＝生活扶助(第1類費、第2類費、老齢加算、母子加算、児童養育加算)＋教育扶助
最低生活費2＝最低生活費1＋住宅扶助

※保護基準は平成16年度基準。11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上。住宅扶助は特別基準額(注1)を上限に実際の家賃支出を計上。

(注1)住宅扶助特別基準は一般基準によりがたい場合に適用されるもので、都道府県・政令市・中核市毎に級地(市町村単位)別に基準額が定められている。

イ 認定所得の算定

認定所得(月額)＝年間収入(注2)／12－所得税－社会保険料－勤労控除

(注2)「年間収入」とは、平成15年12月から16年11月までの1年間の年間収入(税込み)をいい、勤め先収入、事業収入、内職収入、財産収入、公的年金・恩給、企業年金・個人年金受取金、親族などからの仕送り金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注3)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、次の条件を両方とも満たす世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

① 貯蓄現在高(注4)が最低生活費1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)

② 住宅ローンがない(ローン付住宅を保有する世帯は当該住宅の活用が前提)

(注3)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注4)「貯蓄現在高」とは、平成16年11月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

低所得世帯率①＝(1)のウの世帯数／総世帯数

低所得世帯率②＝(1)のエの世帯数／総世帯数

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成16年7月1日現在の推計世帯数である。

保護世帯比①＝被保護世帯数／(被保護世帯数＋(1)のウの世帯数)

保護世帯比②＝被保護世帯数／(被保護世帯数＋(1)のエの世帯数)

2 平成19年国民生活基礎調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

最低生活費＝生活扶助(第1類費、第2類費、母子加算、児童養育加算)＋教育扶助＋高等学校等就学費

※保護基準は平成18年度基準(所得データが前年所得のため)。

11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上

イ 認定所得の算定

認定所得(月額)＝(年間所得(注5)－年間所得税－年間社会保険料)／12－勤労控除

(注5)「年間所得」とは、平成18年1月から12月までの1年間の所得(税込み)をいい、雇用者所得、事業所得、農林・畜産所得、家内労働所得、財産所得、社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注6)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、貯蓄現在高(注7)が最低生活費の1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)の世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

(注6)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注7)「貯蓄現在高」とは、平成19年6月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・個人年金保険等の掛金の払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

※国民生活基礎調査では住宅ローンの有無は不明

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

低所得世帯率①＝(1)のウの世帯数／総世帯数

低所得世帯率②＝(1)のエの世帯数／総世帯数

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成19年7月1日現在の推計世帯数である。

保護世帯比①＝被保護世帯数／(被保護世帯数＋(1)のウの世帯数)

保護世帯比②＝被保護世帯数／(被保護世帯数＋(1)のエの世帯数)

調査結果概要

- 平成16年全国消費実態調査による推計結果のほうが、平成19年国民生活基礎調査による推計結果よりも低所得世帯率は小さく、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は大きい傾向がみられる。
- これは、前者のほうが後者よりも世帯当たりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる(いわゆる「統計のクセ」 ※両調査の比較については11頁参照)。

	平均年間収入	第Ⅰ－5分位の境界値	平均貯蓄現在高
平成16年度全国消費実態調査	598万円	287万円	1,425万円
平成19年度国民生活基礎調査	567万円	214万円	1,143万円

- また、保護世帯比の推計に当たり、生活保護基準未満の世帯は全て生活保護を受給していないと仮定している(注)。

このため、低所得世帯に被保護世帯が含まれている場合には、保護世帯比は過小評価されることとなる。

(注) 年間収入には生活保護費を含めた社会保障給付費が含まれる。ただし、収入額から生活保護費を分離することが不可能であり、個票データから生活保護受給の有無を判定できない。

	低所得世帯率		低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)	
	所得のみ	資産※1を考慮	所得のみ	資産※1を考慮
H16全国消費実態調査 最低生活費1 (生活扶助+教育扶助)	4.9%	0.3%	29.6%	87.4%
H16全国消費実態調査 最低生活費2 (最低生活費1+住宅扶助)	6.7	0.7	23.8	75.8
H19国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助+高等学校等 就学費※2)	12.4	4.8	15.3	32.1

※1 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額は含まれない。また、親族からの扶養や稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしていても、生活保護は申請に基づいた制度であることから、今回の調査から得られた「保護世帯比」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の割合を表すものではない(2ページ参照)。

※2 高等学校等就学費は平成17年度に創設された。

1 全国消費実態調査(最低生活費1)

- ・ 収入が最低生活費1(生活扶助、教育扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約231万世帯(4.9%)、資産を考慮した場合、約14万世帯(0.3%)と推定される。
- ・ 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で48.4%、資産を考慮した場合で7.5%と推定される。
- ・ 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で29.6%、資産を考慮した場合で87.4%と推定される。

	全世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	231	14	97	4.9	0.3	29.6	87.4
単身世帯	1,307	97	5	71	7.4	0.4	42.3	93.5
高齢者世帯	474	51	3	38	10.7	0.6	42.6	92.7
その他の世帯	833	47	2	34	5.6	0.2	42.1	94.3
2人以上世帯	3,367	133	9	26	4.0	0.3	16.1	74.1
高齢者世帯	416	12	0.4	5	2.9	0.1	28.1	92.3
母子世帯	33	16	2	8	48.4	7.5	34.1	77.0
その他の世帯	2,918	106	6	13	3.6	0.2	10.8	67.5

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

2 全国消費実態調査(最低生活費2)

- ・ 収入が最低生活費2(最低生活費1＋住宅扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約311万世帯(6.7%)、資産を考慮した場合、約31万世帯(0.7%)と推定される。
- ・ 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で55.5%、資産を考慮した場合で11.6%と推定される。
- ・ 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で23.8%、資産を考慮した場合で75.8%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	311	31	97	6.7	0.7	23.8	75.8
単身世帯	1,307	139	15	71	10.7	1.2	33.9	82.4
高齢者世帯	474	66	6	38	14.0	1.3	36.1	85.8
その他の世帯	833	73	9	34	8.7	1.1	31.7	78.9
2人以上世帯	3,367	172	16	26	5.1	0.5	13.0	62.0
高齢者世帯	416	14	1	5	3.4	0.3	24.8	81.2
母子世帯	33	18	4	8	55.5	11.6	31.1	68.3
その他の世帯	2,918	139	11	13	4.8	0.4	8.4	54.1

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

		総世帯数 A	最低生活費未済の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
		万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
最低生活費1	総数	1,317	69	7	12	5.2	0.5	14.5	64.0
	現役世帯	1,271	66	6	11	5.2	0.5	14.7	64.0
	大人1人	47	17	2	9	35.4	5.2	34.3	78.1
	大人2人以上	1,223	49	4	3	4.0	0.3	4.9	39.4
	非現役世帯	46	4	0.2	0.4	7.8	0.5	10.7	65.3
最低生活費2	総数	1,317	93	11	12	7.1	0.8	11.2	51.5
	現役世帯	1,271	89	11	11	7.0	0.8	11.2	51.3
	大人1人	47	19	4	9	40.8	8.0	31.1	69.8
	大人2人以上	1,223	70	7	3	5.7	0.6	3.5	26.8
	非現役世帯	46	4	0.3	0.4	8.2	0.7	10.3	57.1

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。
 (資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)

3 国民生活基礎調査

- ・最低生活費未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約597万世帯(12.4%)、資産を考慮した場合、約229万世帯(4.8%)と推定される。
- ・世帯類型別に見ると、母子世帯の割合が最も高く、フロー所得のみの場合で63.1%、資産を考慮した場合で30.2%と推定される。
- ・低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で15.3%、資産を考慮した場合で32.1%と推定される。

	総世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,802	597	229	108	12.4	4.8	15.3	32.1
単身世帯	1,198	238	104	81	19.9	8.7	25.4	43.7
高齢者世帯	439	106	44	44	24.2	10.1	29.5	50.0
その他の世帯	759	132	60	37	17.4	7.9	21.7	37.9
2人以上世帯	3,604	359	125	27	10.0	3.5	7.0	17.9
高齢者世帯	474	35	14	5	7.3	3.0	13.5	27.5
母子世帯	74	46	22	9	63.1	30.2	16.0	28.5
その他の世帯	3,056	278	88	13	9.1	2.9	4.4	12.7

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)子どものいる世帯(再掲)

	総世帯数 A	最低生活 費未済の 世帯 B	うち資産要 件を満た す世帯 C	被保護世 帯数 D	低所得世 帯率 ① B/A	低所得世 帯率 ② C/A	保護世帯 比 ① D/(B+D)	保護世帯 比 ② D/(C+D)
総数	万世帯 1, 256	万世帯 154	万世帯 54	万世帯 12	% 12. 2	% 4. 3	% 7. 4	% 18. 7
現役世帯	1, 145	141	50	12	12. 3	4. 3	7. 8	19. 2
大人1人	83	47	22	10	56. 9	26. 6	16. 8	30. 1
大人2人以上	1, 062	94	28	2	8. 8	2. 6	2. 4	7. 7
非現役世帯	111	13	4	0. 5	11. 7	3. 4	3. 6	11. 4

(注)「現役世帯」とは、世帯主の年齢が18歳以上64歳以下の世帯をいう。「大人」は18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

各種統計調査の比較

調査名	国民生活基礎調査 (厚生労働省)	全国消費実態調査 (総務省)	家計調査 (総務省)
調査目的	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること。	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること。	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること。
調査頻度	3年ごと(中間の各年は小規模調査を実施) ※直近の大規模調査はH18のデータについてH19に調査を行い、H21.3公表	5年ごと ※直近の調査はH21.9～11に調査を行い、H23.10までに順次公表見込み	毎月 ※直近の公表データはH21.10調査分(H21.11.27公表)
調査対象	世帯票・健康票287,807世帯 所得票・貯蓄票36,285世帯 (H19調査(大規模調査)) ※対象地区の全数調査	約57,000世帯 (H21調査) ※抽出調査	約9,000世帯 (H21.10調査) ※抽出調査
調査方法	配布調査 (「所得票」は聞き取り調査)	配布調査(家計簿の作成有り)	配布調査(家計簿の作成有り) (「世帯票」は聞き取り調査)
主な調査項目	・ 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、就業状況等(「世帯票」) ・ 所得の種類別金額、生活意識の状況等(「所得票」)	・ 家計上の収入と支出に関する事項、主要耐久消費財等に関する事項、年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項等	・ 日々の家計上の収入及び支出(家計簿による調査) ・ 世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項等(「世帯票」) ・ 貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画(二人以上の世帯のみ)

生活保護基準未満の低所得世帯数の推計と今後の対応について

背景

- 生活保護の生活扶助等を合算した基準を最低生活費と仮定し、平成16年全国消費実態調査及び平成19年国民生活基礎調査から得られた個票データに照らして推計したところ、一定の資産の保有要件も考慮した場合、生活保護基準未満の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合（保護世帯比）が得られた。
- 今回推計した保護世帯比は、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯（いわゆる漏給）を表わすものではないが、こうした現状把握の指標として捉えるべき一つの数値が明らかになったことを踏まえた対応が必要。

※ 本推計の留意点

- ・ 統計データからは、保有する資産の評価額、親族からの扶養や稼働能力の有無など、受給要件を満たすかどうか判断できないという技術的な問題があるため、いわゆる「捕捉率」を推計することはできない。

（注）捕捉率とは、本来生活保護を受給できる方のうち実際に受給している方の割合をいう。

今後の対応

- 1 保護世帯比は、いわゆる漏給の割合を表わすものではないが、資産や稼働能力等を活用してもなお保護の要件を満たし、かつ、保護を受給する意思のある方が保護を受けられないことはあってはならないことであり、改めて、地方自治体に対しその旨を通知し、徹底していく。
- 2 また、この間、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットをはじめ生活保護以外の低所得者対策も講じているところであり、その一層の充実を図っていく。
- 3 今回と同様の調査を定期的に実施し、その動向を把握していく。

（参考）次回調査年

- ・ 全国消費実態調査（5年ごと） 平成21年
- ・ 国民生活基礎調査・大規模年（3年ごと） 平成22年

7 生活保護受給者の自殺者数

生活保護受給者の自殺者数について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護受給者の自殺者調べの概要及び留意点

- 本調べは、平成19年1月1日～平成21年12月31日の3年間に生活保護受給中(停止中を含む)に自殺又は自殺と推定された死亡者(以下、「自殺者」という。)の状況をまとめたものである。

(注)自殺者とは、死亡診断書又は死体検案書若しくはケース台帳等から自殺又は自殺と推定される死亡者をいう。

- 平成22年1月21日に全国の自治体に依頼し、福祉事務所から都道府県本庁を通じて報告があったものを厚生労働省社会・援護局保護課において集計した。
- この調べは、毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告したものである。したがって、記憶の新しい直近年と比べて古い年次のデータには報告漏れがある可能性があり、年次推移を見る際にはこの点に留意する必要がある。
- 都道府県別の数値は、一都道府県当たりの件数が極めて少なく、結果が不安定であること、一個人の特定につながる可能性があることから公表は控える。

結果概要

- 生活保護受給者の自殺率は、平成19年で被保護人員10万対38.4、平成20年で同54.8、平成21年で同62.4となっており(注)、全国の自殺率よりも高い。
- その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患(うつ病、統合失調症、依存症)を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。(10ページ参照)

(注) 年々増加傾向にあるが、この調べは毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告しているものであるため、記憶の新しい直近年と比べて過年度分には報告漏れがある可能性があるため、厳密には推移は分析できない。

	生活保護受給者		(参考) 全国	
	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率
平成19年	577 人	被保護人員10万対 38.4	33,093 人	人口10万対 25.9
平成20年	843	54.8	32,249	25.3
平成21年	1,045	62.4	—	—

(注) 自殺率は、人口(又は被保護人員)10万人当たりの自殺者数を示す。

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

1 自殺者総数

- 生活保護受給者の自殺者数は、平成19年577人、同20年843人、同21年1,045人であり、3年間の累計で2,465人である。
- 男女別にみると、男が65.6%、女が34.4%となっている(累計)。

被保護自殺者数

被保護自殺者		総数		
			男	女
平成19年	人数	577	380	197
	構成割合	100.0%	65.9%	34.1%
平成20年	人数	843	553	290
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%
平成21年	人数	1,045	683	362
	構成割合	100.0%	65.4%	34.6%
累計	人数	2,465	1,616	849
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%

(参考)被保護者数

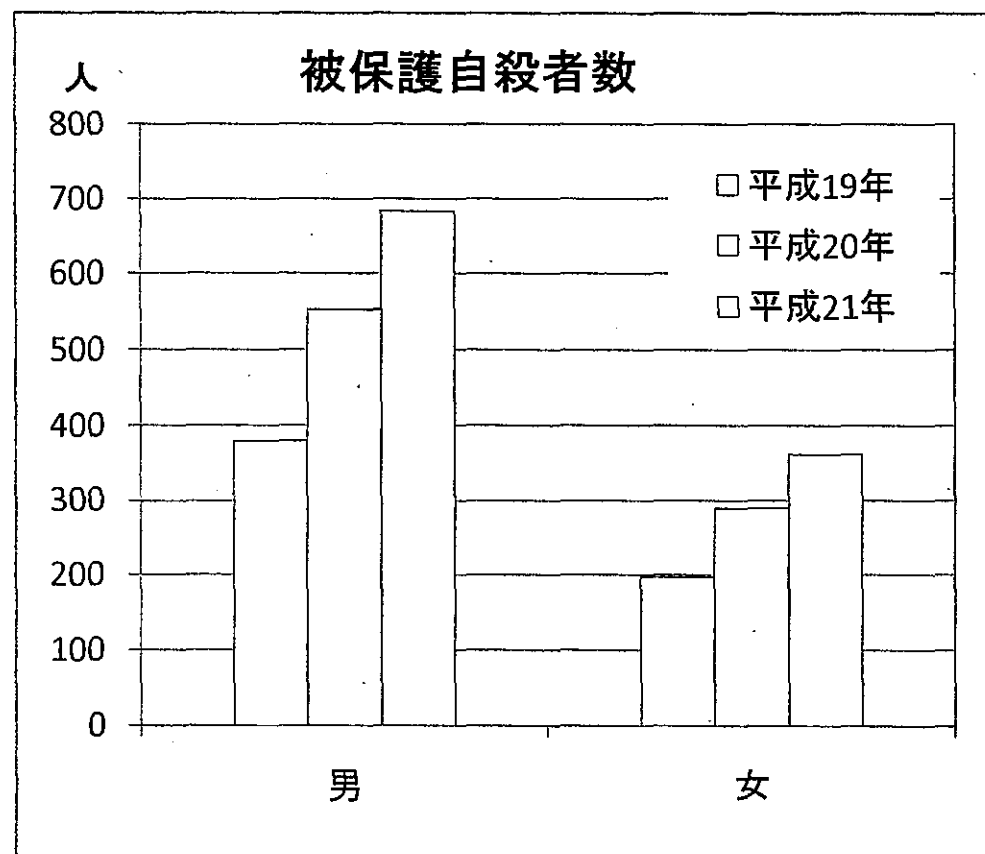
被保護者		総数		
			男	女
平成20年	人数	1,537,893	716,873	821,020
	構成割合	100.0%	46.6%	53.4%

資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

(参考)一般自殺者数

一般自殺者		総数		
			男	女
平成20年	人数	32,249	22,831	9,418
	構成割合	100.0%	70.8%	29.2%

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)



2 年齢階級別自殺者数

- ・ 50歳代が全体の24.1%(累計)を占め、次いで60歳代(23.0%)、40歳代(17.4%)の順となっており、この傾向はほぼ3年間変わらない。
- ・ また、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較しても、年齢階級別の順位は全く同じである。

年齢別被保護自殺者数

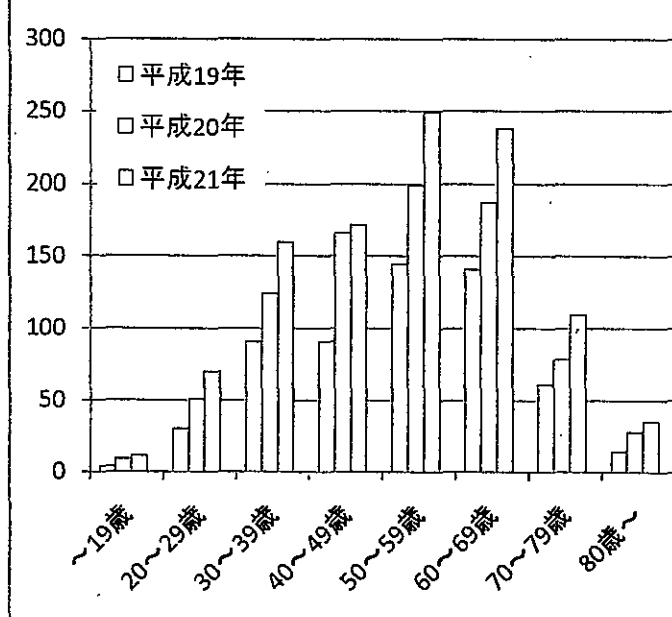
被保護自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数	577	4	30	91	91	145	141	61	14	-
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
累計	人数	2,465	24	151	375	429	593	566	250	77	-
	構成割合	100.0%	1.0%	6.1%	15.2%	17.4%	24.1%	23.0%	10.1%	3.1%	-

(参考)年齢別自殺者数

全自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

年齢別被保護自殺者数



(参考) 年齢階級別自殺率

- 年齢階級別に自殺率をみると、20歳以上59歳以下で生活保護の自殺率が全国平均よりも高く、70歳以上になると全国平均よりも低くなっている。
- これは、自殺率の分母となる被保護者数のうち、20歳以上60歳未満では、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が高いことが原因と考えられる。

※精神疾患及び精神障害を有する被保護者の割合：20歳未満 1.4%、20歳～59歳 33.7%、60歳以上 10.1%

(平成20年被保護者全国一斉調査(個別))

年齢別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数	577	4	30	91	91	145	141	61	14	-
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
	自殺率	38.4	1.7	83.0	91.0	74.2	61.6	42.4	20.6	9.9	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
	自殺率	54.8	3.8	139.2	123.5	127.5	87.5	54.6	25.2	18.8	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
	自殺率	62.4	4.3	162.6	142.6	112.4	103.1	62.9	33.3	21.9	-

注) 自殺率は、被保護人員10万人当たりの自殺者数を示す。被保護人員は、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

(参考) 年齢別自殺者数

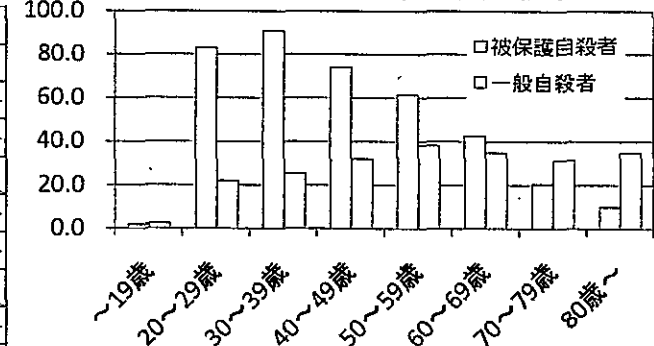
全自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数	33,093	548	3,309	4,767	5,096	7,046	5,710	3,909	2,488	220
	構成割合	100.0%	1.7%	10.0%	14.4%	15.4%	21.3%	17.3%	11.8%	7.5%	0.7%
	自殺率	25.9	2.3	22.0	25.4	31.9	38.1	35.0	31.3	34.9	-
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%
	自殺率	25.3	2.6	23.3	26.1	30.7	36.0	33.7	29.2	31.4	-

資料：平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

注) 自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す。

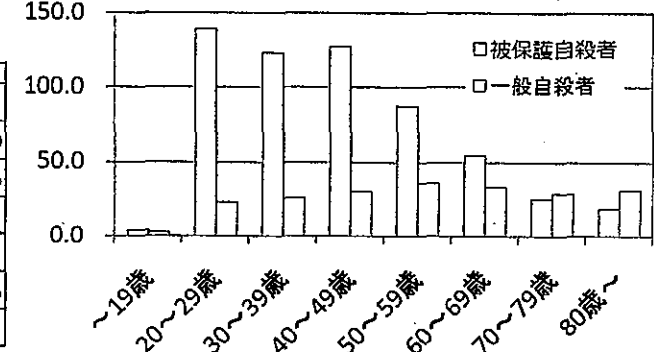
人/被保護
人員10万人

平成19年年齢別被保護自殺率



人/被保護
人員10万人

平成20年年齢別被保護自殺率



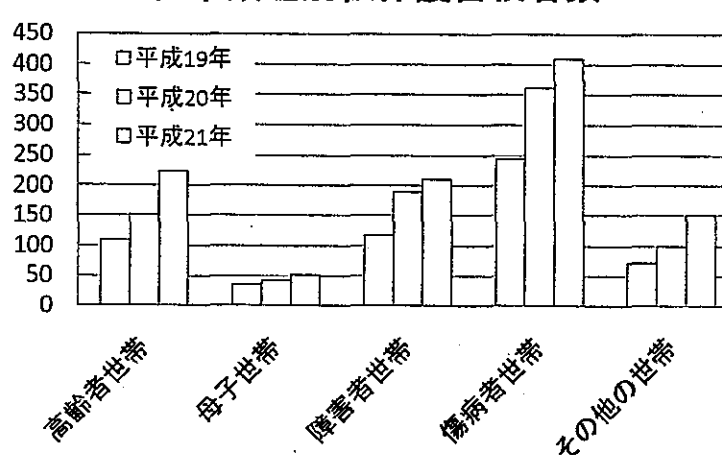
3 世帯類型別自殺者数

- ・ 自殺者が属していた被保護世帯を世帯類型別にみると、傷病者世帯が最も多く、3年間累計で1,016人(41.2%)、次いで障害者世帯516人(20.9%)、高齢者世帯483人(19.6%)となっている。

世帯類型別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成19年	人数	577	109	35	117	245	71
	構成割合	100.0%	18.9%	6.1%	20.3%	42.5%	12.3%
平成20年	人数	843	151	42	189	361	100
	構成割合	100.0%	17.9%	5.0%	22.4%	42.8%	11.9%
平成21年	人数	1,045	223	52	210	410	150
	構成割合	100.0%	21.3%	5.0%	20.1%	39.2%	14.4%
累計	人数	2,465	483	129	516	1,016	321
	構成割合	100.0%	19.6%	5.2%	20.9%	41.2%	13.0%

世帯類型別被保護自殺者数



(参考) 世帯類型別被保護者数

被保護者		総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成20年	人数	1,536,210	582,030	243,790	209,950	336,810	163,630
	構成割合	100.0%	37.9%	15.9%	13.7%	21.9%	10.7%

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

- (注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されているか、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
「母子世帯」は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。
「障害者世帯」とは、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯をいう。
「傷病者世帯」とは、世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯又は世帯主が傷病のため働けない世帯をいう。
「その他の世帯」とは、上記以外の世帯をいう。

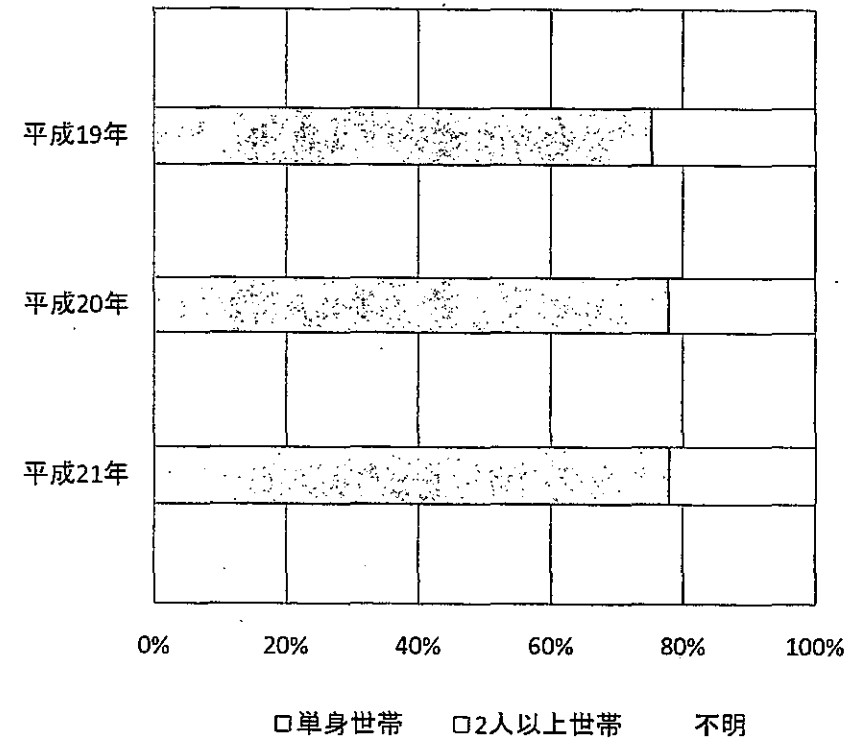
4 世帯人員別自殺者数

- ・ 自殺者が属していた被保護世帯を世帯人員別にみると、単身世帯が多く、3年間累計で1,902人(77.2%)となっている。また、この割合は、ほぼ3年間変わらない。

世帯人員別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	単身世帯	2人以上世帯	不明
平成19年	人数	577	434	143	-
	構成割合	100.0%	75.2%	24.8%	0.0%
平成20年	人数	843	655	187	1
	構成割合	100.0%	77.7%	22.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	813	232	-
	構成割合	100.0%	77.8%	22.2%	-
累計	人数	2,465	1,902	562	1
	構成割合	100.0%	77.2%	22.8%	0.0%

世帯人員別被保護自殺者数の割合



(参考)世帯人員別被保護世帯数及び被保護者数

被保護者		総数	単身世帯	2人以上世帯
平成20年	世帯数	1,113,283	838,647	274,636
	構成割合	100.0%	75.3%	24.7%
	人数	1,537,893	838,647	699,246
	構成割合	100.0%	54.5%	45.5%

資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

5 自殺の原因・動機別割合

- ・自殺の原因・動機が明らかな者について、自殺の原因、動機(複数回答3つまで)を見ると、「健康問題」が最も多く、3年間の累計で785件(59.7%)、次いで「その他」395件(30.1%)、「経済・生活問題」207件(15.8%)となっている。
- ・調査手法が異なるため厳密な比較はできないが、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較すると、「経済・生活問題」、「勤務問題」が少なく、「その他」が多くなっている。

被保護自殺者の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

被保護自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成19年	人数	305	39	190	44	2	17	1	80
	構成割合	100.0%	12.8%	62.3%	14.4%	0.7%	5.6%	0.3%	26.2%
平成20年	人数	448	66	271	71	5	24	5	132
	構成割合	100.0%	14.7%	60.5%	15.8%	1.1%	5.4%	1.1%	29.5%
平成21年	人数	561	78	324	92	5	27	3	183
	構成割合	100.0%	13.9%	57.8%	16.4%	0.9%	4.8%	0.5%	32.6%
累計	人数	1,314	183	785	207	12	68	9	395
	構成割合	100.0%	13.9%	59.7%	15.8%	0.9%	5.2%	0.7%	30.1%

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(参考)全国の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

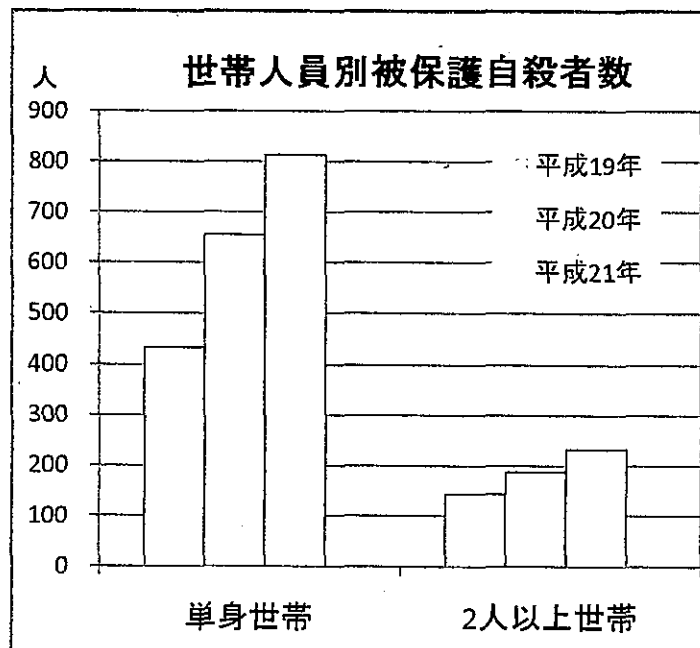
一般自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成20年	人数	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538
	構成割合	100.0%	16.7%	64.5%	31.5%	10.3%	4.7%	1.6%	6.5%

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(その他の例)

- ・家族の死亡等による孤独感
- ・家族、知人から誹謗中傷されるなど人間関係の悩み
- ・騒音問題など近隣住民とのトラブル
- ・精神病院入院中、一時退院中又は退院直後に衝動的に自殺



6 精神疾患の有無別自殺者数

- ・自殺者のうち精神疾患を有する者が多く、3年間の累計で1,633人(66.2%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。
- ・なお、被保護者数に占める精神疾患及び精神障害を有する者の割合は16.4%であるのに対し、全人口に占める推定精神疾患患者の割合は2.5%となっている。

精神疾患の有無別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数			
			有	無	不明
平成19年	人数	577	381	194	2
	構成割合	100.0%	66.0%	33.6%	0.3%
平成20年	人数	843	581	260	2
	構成割合	100.0%	68.9%	30.8%	0.2%
平成21年	人数	1,045	671	369	5
	構成割合	100.0%	64.2%	35.3%	0.5%
累計	人数	2,465	1,633	823	9
	構成割合	100.0%	66.2%	33.4%	0.4%

(参考)精神疾患及び精神障害の有無別被保護者数

被保護者		総数		
			有	無
平成20年	人数	1,536,210	251,310	1,284,900
	構成割合	100.0%	16.4%	83.6%

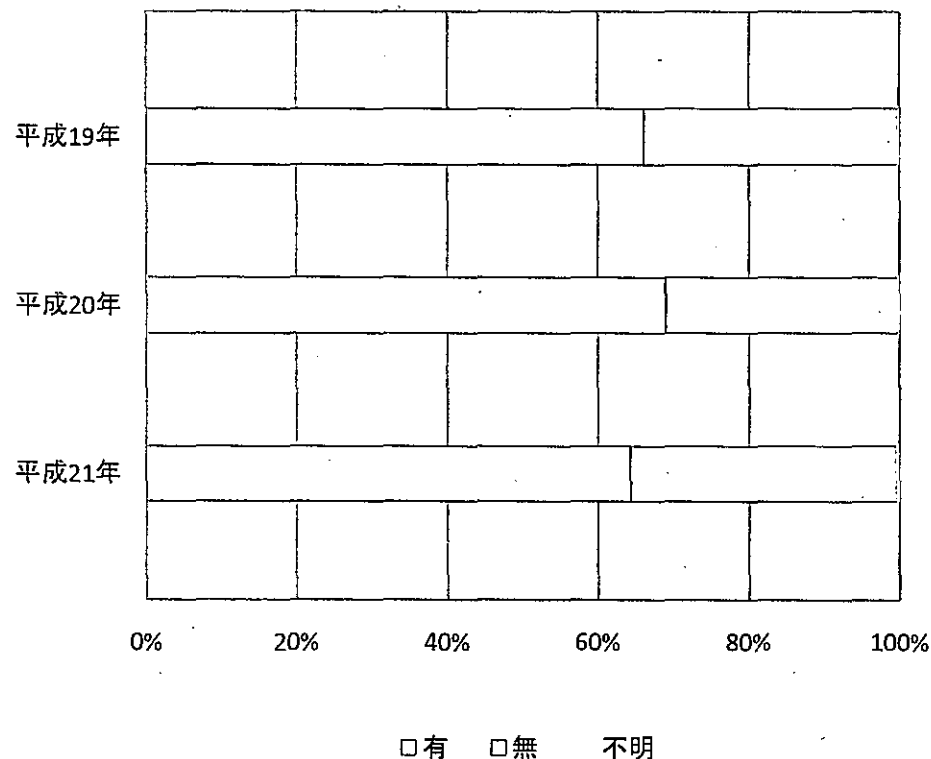
資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)全国の推定精神疾患患者数 (千人)

全人口		総数		
			有	無
平成20年	人数	127,692	3,233	124,459
	構成割合	100.0%	2.5%	97.5%

資料:平成20年患者調査、総務省推計人口(平成20年10月1日現在)

精神疾患の有無別被保護自殺者数の割合



7 保護開始理由別自殺者数

- 保護開始時の理由をみると、「世帯主の傷病(精神)」が最も多く、3年間の累計で1,049人(42.6%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。

保護開始理由別被保護自殺者数

被保護自殺者	総数	世帯主の傷病(精神)	世帯主の傷病(その他・不明)	世帯員の傷病(精神)	世帯員の傷病(その他・不明)	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業・定年・自己都合	失業・勤務先都合(解雇等)	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
平成19年	人数	577	245	149	13	10	-	-	8	10	6	22	2	9	2	56	8	36	1
	構成割合	100.0%	42.5%	25.8%	2.3%	1.7%	-	-	1.4%	1.7%	1.0%	3.8%	0.3%	1.6%	0.3%	9.7%	1.4%	6.2%	0.2%
平成20年	人数	843	371	223	17	10	2	-	10	17	13	22	2	14	4	95	7	35	1
	構成割合	100.0%	44.0%	26.5%	2.0%	1.2%	0.2%	-	1.2%	2.0%	1.5%	2.6%	0.2%	1.7%	0.5%	11.3%	0.8%	4.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	433	238	26	16	5	1	22	28	25	44	4	20	7	106	15	53	-
	構成割合	100.0%	41.4%	22.8%	2.5%	1.5%	0.5%	0.1%	2.1%	2.7%	2.4%	4.2%	0.4%	1.9%	0.7%	10.1%	1.4%	5.1%	-
累計	人数	2,465	1,049	610	56	36	7	1	40	55	44	88	8	43	13	257	30	124	2
	構成割合	100.0%	42.6%	24.7%	2.3%	1.5%	0.3%	0.0%	1.6%	2.2%	1.8%	3.6%	0.3%	1.7%	0.5%	10.4%	1.2%	5.0%	0.1%

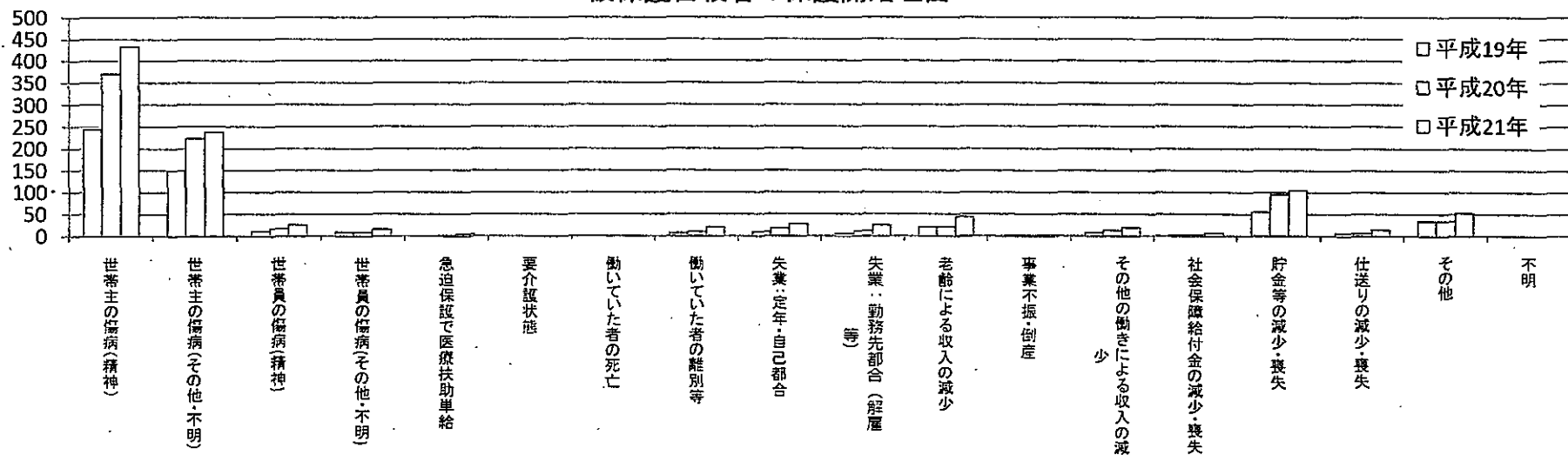
(参考)保護開始理由別被保護者数

被保護者	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業・定年・自己都合	失業・勤務先都合(解雇等)	老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
平成20年	世帯	16,310	6,567	271	1,605	84	54	602	543	769	121	766	203	2,842	536	985	-
	構成割合	100.0%	40.3%	1.7%	9.8%	0.5%	0.3%	3.7%	3.3%	4.7%	0.7%	4.7%	1.2%	17.4%	3.3%	6.0%	-

資料:福祉行政報告例

人

被保護自殺者の保護開始理由



生活保護受給者の自殺防止対策

背景

平成22年1月に全国の自治体に対し行った生活保護受給者の自殺調査の結果、被保護者の自殺率は全国の自殺率に比べて高いという結果であった。その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。

今後の対応

- 1 継続的に調査を実施する。
 - ① 平成22、23年は、同様の調査を実施する。
 - ② 平成24年以降は、「生活保護業務データシステム」の調査事項に登録し、統計数値として管理することを検討する。
- 2 予算措置を含め、以下の対応を検討する。
 - ① 福祉事務所における精神保健福祉士等の専門家を増配置し、相談・支援体制を充実する。
 - ② 一定の救護施設※等に精神保健福祉士を配置し、その施設機能を活用した在宅の精神障害者対策(ショートステイ、通所)を拡充することにより在宅生活の維持の支援するとともに、地域の団体及び関係機関等との連携を図る「地域ネットワーク事業」を構築することにより在宅の精神障害者の自殺防止対策を充実する。

※ 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設(生活保護法第38条第1項第1号)。平成20年度で全国187か所。

精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体の取組例

- 福祉事務所において、精神疾患のある被保護者の自立支援を行っている専門職員(嘱託等)は、平成21年12月末現在で150名(精神保健福祉士59名、社会福祉士41名、保健師14名、看護師7名、その他(心理士、福祉事務所OB、施設職員など)29名)
- 生活保護の実施主体861のうち、94の実施主体に配置されている
- 居宅に訪問して行う相談・通院・服薬に関する支援や、病院と連携して行う退院支援を行っている自治体が多い
- 平成21年4月から12月では、全国で3,929名に対して支援を行い、1,528名が一定の成果を得た(各自治体の評価基準による)
- セーフティネット支援対策等事業費補助金により、上記専門職員の配置について国庫補助10/10の支援を行っている

- しかし、精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体は少ないため、今後、全国会議やブロック会議等の様々な機会を通じて、各地方自治体に対して、精神疾患のある被保護者を支援する専門職員の配置を働きかける。

東京都江東区 日常生活の支援

- 対象** 精神病を患い、通院・内服を守らないといった日常生活に問題を抱えている被保護者
- 支援内容** 専門の支援員が面接や訪問を実施するとともに、必要に応じて通院の同行や保健所・作業所・児童相談所等とのカンファレンスに参加するなどして自立支援方針を策定し、支援対象者の生活の安定、治療の専念を目指す
- 支援結果** 20年度 対象者:67名 達成者:18名(精神科通院・内服等が守られ、日常生活が安定し、支援の目標を達成したと判断された者)

東京都江戸川区 退院促進の支援

- 対象** 精神障害で入院中の被保護者のうち、病状が安定し地域生活での受け入れ条件が整えば退院可能である者
- 支援内容** 医療機関と連携し、病状把握、本人の退院意欲、社会資源(グループホームなどの退院先)の確保に向けての調整を行う
- 支援結果** 20年度 対象者:24名 達成者:7名(退院により居宅生活及び施設入所した者)

東京都江戸川区 ひきこもり改善の支援

- 対象** 引きこもり状態にある被保護者
- 支援内容** 支援対象者の生活状況、家庭環境、ひきこもりに至った原因等を把握し、関係機関(保健所、作業所等)と連携するとともに、保護者や本人との面接を行うなど継続した支援を行う
- 支援結果** 20年度 対象者:15名 達成者:2名(社会的な適応能力を回復し社会参加・生活の自立ができた者)

奈良県五條市 社会生活の意欲向上支援

- 対象** 在宅生活において、精神疾患特有の社会生活能力低下などが原因により、社会生活への意欲が減退している者
- 支援内容** 訪問・面接によるきめ細かな支援を行い、少しでも社会生活における意欲が向上するよう精神的な励まし等を行うなどの方法により支援し、日常生活の自立・社会生活の自立を目指す
- 支援結果** 20年度 対象者:1名 達成者:1名(意欲向上により、支援が必要なくなったと判断された者)

8 住宅手当制度

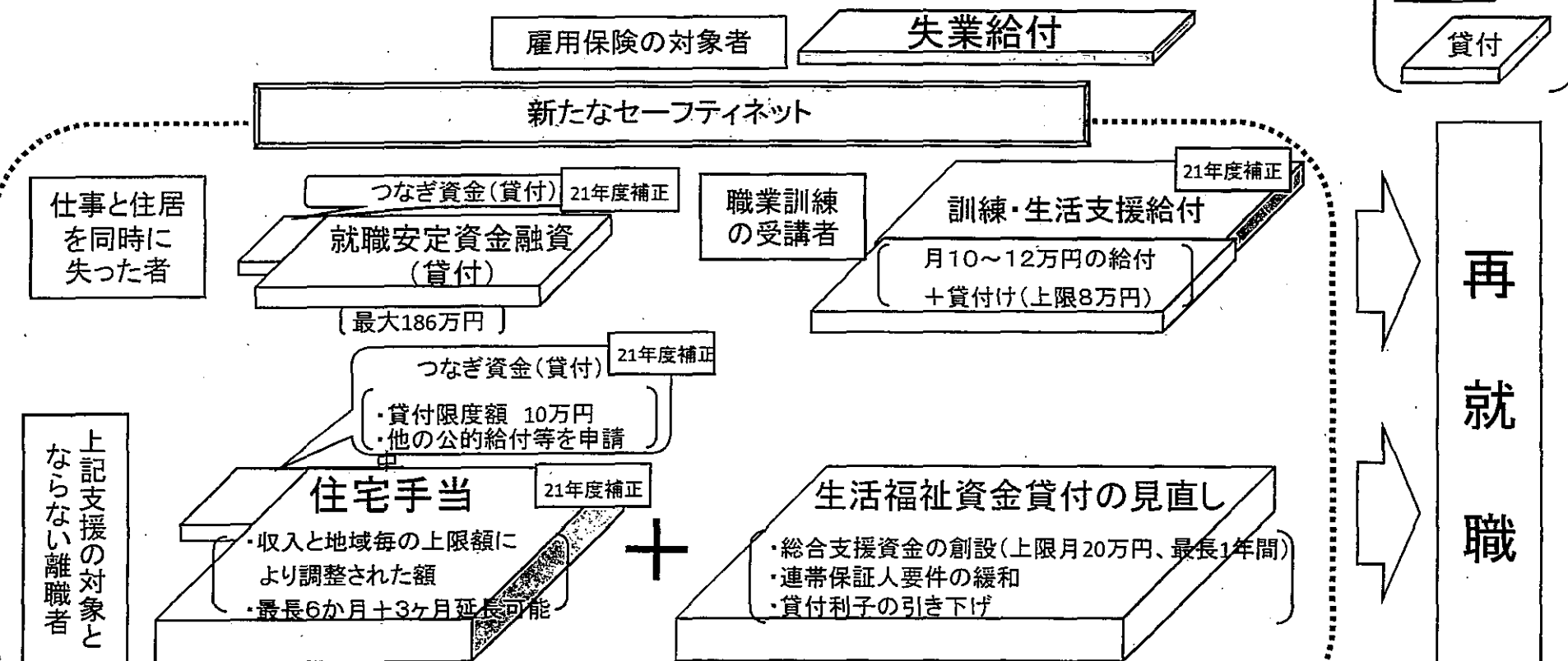
○ 住宅手当の創設と生活福祉資金の見直しについて

現状

- 雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者等が生じていることから、住宅・生活支援の資金貸付(就職安定資金融資)、雇用促進住宅の活用、雇用調整助成金の拡充、雇用保険法の改正等を行ってきたところ。
- 住居の状況については、平成20年10月から21年3月までに雇い止めとなり、住居状況の確認ができた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

- 雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



※ 住宅手当の創設及び生活福祉資金貸付の見直しは、平成21年10月より実施

住宅手当制度の概要

(1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

(2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合

- ①現在、住居がない方
- ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

(3)支給要件

①収入要件

	平成22年3月まで	平成22年4月以降
単身世帯	月収8.4万円以下	月収約13.8万円(※)未満
2人世帯	月収17.2万円以下	変更なし(月収17.2万円以下)
3人以上世帯	月収17.2万円以下	月収約24.2万円(※)未満

(※)上限額は、東京都区市、横浜市等の場合で、地域により異なる。

②資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

③就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。

(4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

(5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

①単身世帯の支給額

	月収8.4万円以下	月収8.4万円を超える収入
東京都の1、2級地	53,700円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-84,000円) ※家賃額は住宅手当基準額を上限
大阪府の1、2級地	42,000円を上限	
鹿児島県の3級地	24,200円を上限	

②複数世帯の支給額

	月収17.2万円以下	月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ)
東京都の1、2級地	69,800円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-172,000円) ※家賃額は住宅手当基準額を上限
大阪府の1、2級地	55,000円を上限	
鹿児島県の3級地	31,500円を上限	

(6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

(7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置

(8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。

平成21年度第2次補正予算により、さらに約1,250名増配置。(1,250名→2,500名)

住宅手当緊急特別措置事業実績

	申請件数 (人)	支給決定者数 (人)	就職者数 ^(※) (人)
平成21年 10月分	3, 476	1, 722	40
平成21年 11月分	3, 580	2, 729	110
平成21年 12月分	4, 462	3, 499	163
平成22年 1月分	4, 723	3, 733	279
平成22年 2月分	4, 629	3, 847	416
平成22年 3月分	4, 941	4, 211	538
計	25, 811	19, 741	1, 546

※ 雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの
各月の末時点において、当該月の間に就職した者の数を合計したもの

住宅手当緊急特別措置事業実績

(平成21年10月分～平成22年3月分)

	申請件数	支給決定数	就職者数
北海道	162	162	6
青森県	84	62	6
岩手県	36	30	10
宮城県	40	29	0
秋田県	21	18	5
山形県	165	139	15
福島県	214	173	13
茨城県	360	299	37
栃木県	156	115	7
群馬県	389	291	39
埼玉県	1,093	864	46
千葉県	674	487	25
東京都	4,001	2,697	133
神奈川県	436	306	32
新潟県	63	62	6
富山県	57	48	5
石川県	140	112	4
福井県	145	122	4
山梨県	84	61	7
長野県	270	231	34
岐阜県	247	202	21
静岡県	994	766	85
愛知県	580	451	46
三重県	387	287	19
滋賀県	336	266	16
京都府	113	92	4
大阪府	1,068	777	66
兵庫県	439	338	36
奈良県	90	74	4
和歌山県	19	15	3
鳥取県	62	55	11
島根県	38	30	1
岡山県	51	41	8
広島県	104	93	13
山口県	133	111	4
徳島県	83	71	17
香川県	18	15	0
愛媛県	25	16	0
高知県	14	9	5
福岡県	260	215	27
佐賀県	112	95	19
長崎県	100	59	6
熊本県	122	91	11
大分県	44	31	4
宮崎県	12	8	2
鹿児島県	16	14	1
沖縄県	410	250	27
札幌市	904	704	35
仙台市	160	141	10
さいたま市	136	103	3
千葉市	192	136	8

横浜市	633	481	14
川崎市	227	161	22
相模原市	150	133	11
新潟市	74	82	0
静岡市	194	127	9
浜松市	426	341	11
名古屋市	216	171	16
京都市	349	346	24
大阪市	1,261	979	88
堺市	498	326	9
神戸市	442	313	17
岡山市	93	91	0
広島市	120	90	2
北九州市	228	192	14
福岡市	759	507	40
旭川市	112	93	7
函館市	64	46	4
青森市	116	94	12
盛岡市	46	36	0
秋田市	64	59	5
郡山市	86	86	4
いわき市	77	64	10
宇都宮市	68	47	10
前橋市	32	30	9
川越市	76	60	4
船橋市	157	134	10
柏市	29	28	0
横須賀市	56	47	4
富山市	118	97	9
金沢市	242	220	12
長野市	93	78	16
岐阜市	99	68	5
豊橋市	271	269	9
豊田市	19	16	2
岡崎市	126	105	7
大津市	53	39	0
高槻市	163	117	5
東大阪市	167	111	4
姫路市	212	177	12
西宮市	71	61	0
尼崎市	421	387	10
奈良市	8	6	0
和歌山市	21	14	1
倉敷市	95	73	14
福山市	98	87	2
下関市	45	38	0
高松市	104	84	10
松山市	82	58	16
高知市	89	87	12
久留米市	18	19	0
長崎市	144	66	21
熊本市	312	265	61
大分市	51	43	1
宮崎市	118	85	9
鹿児島市	59	43	6
合計	25,811	19,741	1,546

9 ナショナルミニマム研究会

ナショナルミニマム研究会について

1. 目 的

すべての社会保障制度の出発点となるナショナルミニマムの考え方を整理するため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を開催する。

2. 開催状況

第1回（12月11日） 生活保護の母子加算について（※ 生活保護実態調査暫定報告）

第2回（12月16日） ナショナルミニマムの基本的考え方について

第3回（1月15日）

第4回（1月27日）

第5回（2月15日） ナショナルミニマムの考え方について（委員からの発表）

第6回（3月4日）

第7回（3月23日）

第8回（4月9日） ナショナルミニマムについて等（これまでの議論の整理）

第9回（5月10日）

3. 構成員

雨宮 処凛 作家・反貧困ネットワーク副代表

岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授

貝塚 啓明 東京大学経済学部特任教授、
財務省財務総合政策研究所名誉所長

菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授

神野 直彦 関西学院大学人間福祉学部教授

竹下 義樹 弁護士

橘木 俊詔 同志社大学経済学部教授

湯浅 誠 反貧困ネットワーク事務局長